

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	生活福祉課及び保護担当課における相談及び支援業務に係る通訳業務の委託について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課庶務係）

事業の概要

事業名	相談及び支援業務に係る通訳業務
担当課	生活福祉課及び保護担当課
目的	日本語の理解が不十分な外国人の被保護者及び要保護者に対する相談及び支援業務が、円滑に行われるため
対象者	日本語の理解が不十分な外国人の被保護者及び要保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>生活保護課及び保護担当課職員が、日本語の理解が不十分な外国人の被保護者及び要保護者に対する相談及び支援業務を実施する際に、通訳者を活用する。</p> <p>通訳者を活用することにより、当該被保護者及び要保護者は、生活保護法及び生活保護制度等についての理解が深まることになり、当該被保護者及び要保護者に対する相談及び支援業務が円滑に行われることになる。</p> <p>2 対象者</p> <p>70人程度</p>

**件名 生活福祉課及び保護担当課における相談及び支援業務に係る通訳業務
の委託について**

保有課(担当課)	生活福祉課及び保護担当課
登録業務の名称	相談及び支援業務にかかる通訳業務の委託
委託先	生活福祉課長が指定する通訳者
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【日本語の理解が不十分な外国人の被保護者及び要保護者に係る情報項目】 ① 氏名 ② 住所 ③ 生年月日 ④ 性別 ⑤ 世帯主名 ⑥ 電話番号 ⑦ 相談の内容 ⑧ 資産・住居の状況 ⑨ 生活の状況 ⑩ 他の世帯員の状況 ⑪ 本籍 ⑫ 健康保険・年金・各種手当の状況 ⑬ 学歴 ⑭ 職歴 ⑮ 通院先と病名 ⑯ 生活歴 ⑰ 保護歴 ⑱ 扶養義務者の状況
処理させる情報項目の記録媒体	なし(通訳者)
委託理由	生活保護課及び保護担当課職員が、日本語の理解が不十分な外国人の被保護者及び要保護者に対する相談及び支援業務を実施する際に通訳者を活用することにより、当該被保護者及び要保護者の生活保護法及び生活保護制度等についての理解を深め、もって当該被保護者及び要保護者に対する相談及び支援業務を円滑に行わせるため
委託の内容	1 通訳業務の対象となる業務 ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく相談及び支援業務 ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく婦人相談員の相談及び支援業務 ③ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に基づく相談及び支援業務 ④ その他生活福祉課長が必要と認める相談及び支援業務 2 通訳の実施日 通訳が必要となった時ごとに、上記対象業務に係る通訳業務を行う。
委託の開始時期及び期限	平成15年12月4日から(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	特になし

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(事故発生時等における報告)

- 10 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 11 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 12 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。